

## ■平成28年度第2次補正予算に係る新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っている。

### 【その他施設費】

### 【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評 価
-	ヘリコプター2機搭載型巡視船 (PLH型) 1隻建造 海上保安庁	172	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	ヘリコプター1機搭載型巡視船 (PLH型) 1隻建造 海上保安庁	262	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型巡視船(PL型) 1隻建造 海上保安庁	144	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型測量船(HL型) 1隻建造 海上保安庁	154	整備しようとする大型測量船は、調査に必要な性能の向上が図られていること及び高性能な調査機器を搭載していることから、海洋権益の保全等に資する基盤的情報の整備のための海洋調査に対応できる体制の強化を図ることができる。
-	小型巡視船(PS型) 3隻建造 海上保安庁	69	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	大型巡視艇(23m型) 2隻建造 海上保安庁	18	整備しようとする大型巡視艇(23m型)は、災害対応能力、操縦性能、夜間監視・探証能力等が強化されており、南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生時の救援等の事案対応体制の強化を図ることができる。
-	小型巡視艇(CL型) 1隻建造 海上保安庁	4.4	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業(平成28年8月に評価結果を公表済)

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
大阪府	第五管区の施設整備	15	100	100	110	

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標  
事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
(採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)